

**令和6年3月29日（金）
総務常任委員会説明資料**

**議案第74号大津市市税条例の一部を
改正する条例の制定について**

**総務部 市民税課
資産税課**

地方税法等の改正に伴う大津市市税条例の一部改正概要

目次

1 個人市民税関係

- (1) 令和6年能登半島地震に係る雑損控除の特例措置 3ページ
- (2) 定額減税に係る規定の整備 4ページ

2 固定資産税・都市計画税関係

- (1) 土地に係る固定資産税・都市計画税の負担調整措置等の継続 5ページ
- (2) 課税標準の特例措置のうち「地域決定型地方税制特例措置
(通称：わがまち特例)」に係る特例割合の整備 6ページ
- (3) 固定資産税の減額措置の延長 8ページ

地方税法等の改正に伴う大津市市税条例の一部改正概要

1 個人市民税関係

(1)令和6年能登半島地震に係る雑損控除の特例措置

(附則第5条の5／公布の日施行)

- 令和6年能登半島地震災害により住宅や家財等の資産について生じた損失の金額を令和6年度分の個人市民税の雑損控除の適用対象とすることができる特例を設ける。
このことにより、令和5年に生じた損失金額として計上することを選択できる。
- 条例改正施行後の影響見込み
税収に係る影響は寡少と見込む。

地方税法等の改正に伴う大津市市税条例の一部改正概要

(2) 定額減税に係る規定の整備

(附則第7条の5から附則第8条まで、附則第16条の3から附則第17条まで、附則第18条から附則第18条の5まで／令和6年4月1日施行)

- 令和6年度分の個人住民税所得割額から、納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき1万円の減税を行うに当たり、その税額控除に係る規定を整備する。

ただし、納税者の合計所得金額が1,805万円(給与収入2,000万円)以下である場合に限る。

- 条例改正施行後の影響見込み

対象の納税者数は約16万人、金額は約16億円と見込む。

ただし、個人市民税の減収額は、全額国費(地方特例交付金)で補填される。

地方税法等の改正に伴う大津市市税条例の一部改正概要

2 固定資産税・都市計画税関係

(1) 土地に係る固定資産税・都市計画税の負担調整措置等の継続

(附則第11条の2、第12条、第13条、第19条、第20条、第20条の4／令和6年4月1日施行)

- 令和6年度から令和8年度までの間、現行の負担調整措置、据置年度における下落修正の仕組みを継続

(参考)

- 負担調整措置とは、前年度の課税標準額が当年度の評価額に対してどの程度まで達しているかを示す負担水準の割合により課税標準額を据え置き、又はゆるやかに上昇させる制度

【宅地の負担調整措置の概要】

$$\text{負担水準} = (\text{A}) \text{ 前年度の課税標準額} \div (\text{B}) \text{ 当年度の評価額 (特例適用後)} \times 100\%$$

土地の区分	負担調整措置の内容	
	負担水準	当年度の課税標準額
住宅用地 (小規模住宅用地) (一般住宅用地)	100%以上	(B)
	100%未満	(A) + (B) × 0.05 (上限:(B) 下限:(B)×0.2)
商業地 (住宅用地以外の土地)	70%超	(B) × 0.7
	60%以上70%以下	(A)
	60%未満	(A) + (B) × 0.05 (上限:(B) 下限:(B)×0.2)

地方税法等の改正に伴う大津市市税条例の一部改正概要

(2) 課税標準の特例措置のうち「地域決定型地方税制特例措置(通称：わがまち特例)」に係る

特例割合の整備

(附則第10条の2、第21条の2／令和6年4月1日施行)

●固定資産税（一部都市計画税含む）に係る課税標準の特例措置のうち、市町村の条例によって法に定める一定の範囲内で軽減の割合を定めるもの（地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例））に関し、法改正により新設された一体型滞在快適性等向上施設について条例で定める割合を設定するとともに、太陽光発電設備に係る対象設備の変更やバイオマス発電設備に係る区分を新設するなど一定の見直しが必要となつたうえで、適用期限が延長された再生可能エネルギー発電設備については、ゼロカーボンシティの実現に寄与するものであることから、今回の延長を契機として、従前参酌基準どおりとしていたものを法に定める最も軽減率の高い割合に改定するものである。

なお、特定事業所内保育施設（企業主導型保育施設）については、廃止となった。

対象	税目	特例割合	軽減期間
(新設)一体型滞在快適性等向上施設	固定・都計	1/2（軽減率：1/2） （参酌基準）	5年間
(延長・一部新設)再生可能エネルギー発電設備	固定	<u>次ページのとおり</u>	3年間
(廃止)特定事業所内保育施設	固定・都計	1/3(軽減率：2/3)	5年間

地方税法等の改正に伴う大津市市税条例の一部改正概要

対 象	出力	従前の割合		改正後の割合
太陽光発電 (ペロブスカイト太陽電池設備) (認定地域脱炭素促進事業計画関連設備)	1000kw未満	参酌基準 2 / 3 (軽減率 1 / 3)	→	1 / 2 (軽減率 1 / 2)
	1000kw以上	参酌基準 3 / 4 (軽減率 1 / 4)	→	7 / 12 (軽減率 5 / 12)
バイオマス発電 (認定再生可能エネルギー発電事業計画に係るものに限る)	10000kw以上 20000kw未満 (下記以外)	参酌基準 2 / 3 (軽減率 1 / 3)	→	1 / 2 (軽減率 1 / 2)
	10000kw以上 20000kw未満 (一般木質・農作物残さ)	(新設)		11 / 14 (軽減率 3 / 14)
	10000kw未満	参酌基準 1 / 2 (軽減率 1 / 2)	→	1 / 3 (軽減率 2 / 3)
風力発電 (認定再生可能エネルギー発電事業計画に係るものに限る)	20kw以上	参酌基準 2 / 3 (軽減率 1 / 3)	→	1 / 2 (軽減率 1 / 2)
	20kw未満	参酌基準 3 / 4 (軽減率 1 / 4)	→	7 / 12 (軽減率 5 / 12)
地熱発電 (認定再生可能エネルギー発電事業計画に係るものに限る)	1000kw未満	参酌基準 2 / 3 (軽減率 1 / 3)	→	1 / 2 (軽減率 1 / 2)
	1000kw以上	参酌基準 1 / 2 (軽減率 1 / 2)	→	1 / 3 (軽減率 2 / 3)
水力発電地熱発電 (認定再生可能エネルギー発電事業計画に係るものに限る)	5000kw以上	参酌基準 3 / 4 (軽減率 1 / 4)	→	7 / 12 (軽減率 5 / 12)
	5000kw未満	参酌基準 1 / 2 (軽減率 1 / 2)	→	1 / 3 (軽減率 2 / 3)

地方税法等の改正に伴う大津市市税条例の一部改正概要

(3) 固定資産税の減額措置の延長

(附則第10条の3 / 令和6年4月1日施行)

- 令和5年度末で適用期限を迎える固定資産税に係る税額の減額措置について、適用期限を延長するもの。
対象家屋は下表のとおり。

対 象 等	延長期間
新築住宅(税額の2分の1 新築の翌年度から3年間又は5年間)	2年
新築の長期優良住宅(税額の2分の1 新築の翌年度から5年間又は7年間)	2年
耐震改修を行った一定の住宅(税額の3分の1 工事完了の翌年度1年間)	2年
バリアフリー改修を行った一定の住宅(税額の3分の1 工事完了の翌年度1年間)	2年
省エネ改修を行った一定の住宅(税額の3分の1 工事完了の翌年度1年間)	2年